

○一宮市建設工事成績評定結果活用要領

(目的)

第1条 この要領は、一宮市建設工事成績評定要領（平成28年4月1日施行。以下「評定要領」という。）に基づく**工事成績評定結果の活用に関する事**について定め、一宮市が発注する工事（その設計金額が、130万円以下の工事を除く。以下「**発注工事**」という。）の品質の確保と請負業者の技術の向上を図ることを目的とする。

(総合評価一般競争入札への活用)

第2条 **総合評価落札方式**の一般競争入札における評価値の算定において、成績が優良な者については、評定要領第5条の規定に基づく評定（以下「**評定点**」という。）に応じて加算をする。

2 前項の規定による加算の点数等については、**一宮市建設工事総合評価落札方式実施要綱**（平成19年7月1日施行）に基づくものとする。

(優良工事の公表)

第3条 総務部工事検査課長（以下「**工事検査課長**」という。）は、評定点が**80点以上**の評価を受けた発注工事について、当該発注工事の**件名及び受注者名**を、優良工事を施工したものととして一宮市のウェブサイト**公表**するものとする。

2 前項の規定による**公表期間**は、第4条第1項の規定による表彰の時から**概ね1年間**とする。

3 第1項の規定に基づき公表の対象となった受注者が、当該工事の完成年度に、**一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領**（平成13年4月1日施行。以下「**措置要領**」という。）に基づく指名停止の措置を受けた場合又は業種にかかわらず他の発注工事において評定点が**65点に満たない評価**を受けた場合は、公表を取りやめ、又は公表しないものとする。

(表彰制度)

第4条 前条の規定による優秀な工事のうち、特に優秀な評価を得た工事について、**一宮市優良工事表彰要綱**（平成18年4月14日施行）に基づき、他の模範と認められるものを選択し、その工事を施行した事業者を**表彰**することができるものとする。

2 工事検査課長は、前項の規定による優良工事表彰を受賞した発注工事に係る公表については、前条の規定を準用する。

(評定点を活用した入札の実施)

第5条 市長は、評定点を指名及び参加資格の条件にした入札を実施することができるものとする。

2 前項の規定により入札を行う場合は、**一宮市業者指名審査委員会**（以下「委員会」という。）に付議するものとする。

(改善計画書の提出)

第6条 工事検査課長は、発注工事の**評定点が60点未満**である当該工事（当該工事に起因する指名停止の措置を受けたことにより評定点の減点があった場合を除く。）を請け負った者に対し、評定点の確定後、速やかに書面又は口頭で**注意**し、請負業者の技術力の向上及び再発の防止を図るため、**改善計画書**（以下「計画書」という。）の提出を求めるものとする。

2 工事検査課長は、前項の規定により提出された計画書の内容が不相当と認める場合は、計画書の再提出を求めることができる。

(改善計画の履行確認)

第7条 前条の規定による計画書を受理した場合、工事検査課長は、当該計画書の写しを速やかに、建設部、まちづくり部、上下水道部の**工事担当課長へ送付**するものとする。

2 工事担当課長は、当該業者が、計画書の提出後、業種にかかわらず、他の受注工事がある場合、計画書が確実に**履行**されているか**確認**又は**指導・助言**をすると共に、その旨を工事検査課長に**報告**する。

3 前項の**履行確認**の実施は、計画書を受理した日から**6か月以内**に契約したすべての発注工事とする。ただし、6か月以内に契約した発注工事がない場合は、計画書を受理以降、初めて契約した発注工事とする。

(委員会への報告)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の請負業者について、当該各号に定める手続を行う。

(1) 発注工事の**評定点が55点未満**のとき。ただし、当該工事に起因する指名停止の措置を受けたことにより評定点の減点があった場合を除く。 工事検査課長は、**措置要領別表第1第2号**に該当するものとし、評定点の確定後、速やかに**委員会に報告**する。

(2) 第6条の規定により**計画書**の提出を求めているにもかかわらず、指定した期間内に**提出されないとき**。工事検査課長は、**措置要領別表第2第8号**に該当するものとし、期間終了後、速やかに**委員会に報告**する。

(3) 前条の規定による履行確認の期間中に、工事担当課長の**指導・助言**にもかかわらず、**計画書**の内容が**履行**されていないとき。工事担当課長は、**措置要領別表第2第8号**に該当するものとし、当該工事完了後、速やかに**委員会に報告**する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第4条並びに第5条の規定 平成30年4月1日

(2) 第8条の規定 平成30年10月1日

2 次の各号に定める規定は、それぞれ当該各号に定める日より前に契約を締結した発注工事には適用しない。

(1) 第6条の規定 平成29年10月1日

(2) 第8条の規定 平成30年10月1日